

○ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第五百五十九号）の一部を変更する告示（令和元年内閣府告示第三百八十二号）（抄）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一 「略」</p> <p>第二 「略」</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 「一〇五 略」</p> <p>六 その他 「一〇五 略」</p> <p>5 東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体にける子ども・子育て支援事業計画の作成等の取扱いについて 6 成育医療等の提供の確保について</p> <p>「第四〇第六 略」</p> <p>「別表第一〇別表第七 略」</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 「一〇五 略」</p> <p>六 その他 「一〇五 略」</p>	<p>目次</p> <p>第一 「同上」</p> <p>第二 「同上」</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 「一〇五 同上」</p> <p>六 その他 「一〇五 同上」</p> <p>5 東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体にける子ども・子育て支援事業計画の作成等の取扱いについて</p> <p>「第四〇第六 同上」</p> <p>「別表第一〇別表第七 同上」</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 「一〇五 同上」</p> <p>六 その他 「一〇五 同上」</p>

6|| 成育医療等の提供の確保について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の趣旨を踏まえ、妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に係る教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たって適切な配慮をするよう努めることとする。

「加える。」